

厚生年金保険に係る掛金率が引き上げられます

平成 28 年 9 月に、厚生年金保険料率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

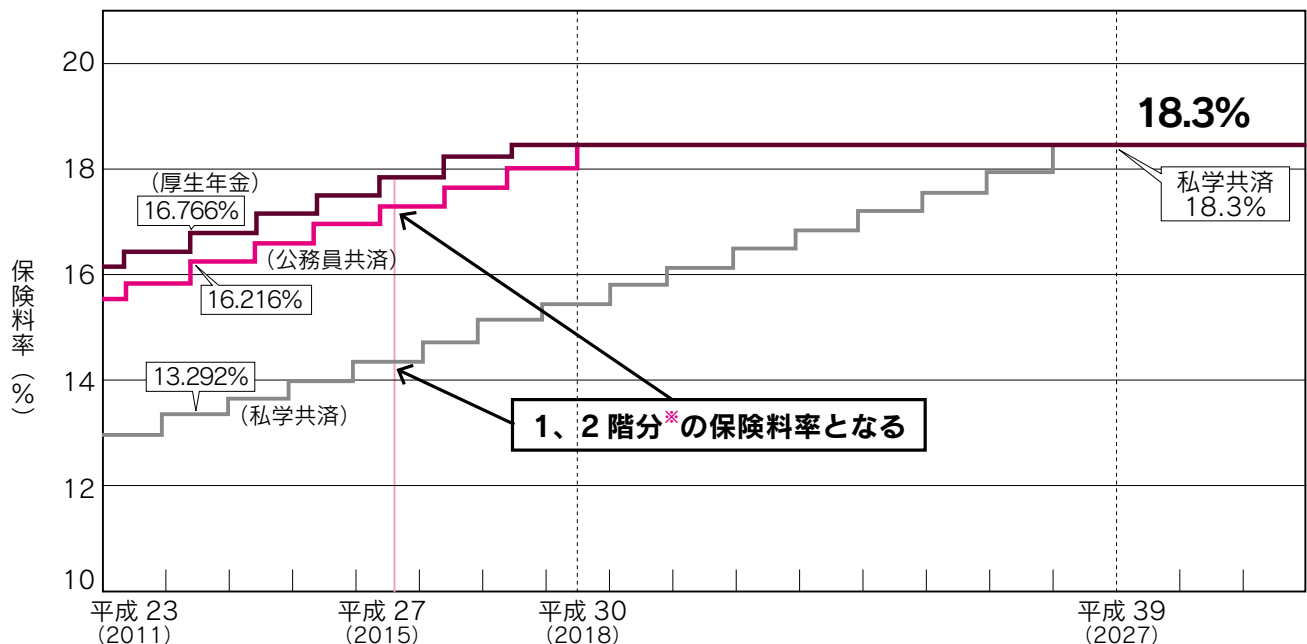
区 分	平成 28 年 8 月まで	平成 28 年 9 月から
厚生年金保険料率	17.278	17.632 (+ 0.354)
組合員保険料率	8.639	8.816 (+ 0.177)

厚生年金保険料は、毎年 9 月に引き上げられることが法律により定められており、公務員共済に係る厚生年金保険料は、平成 30 年 9 月の引上げにより 18.3%で厚生年金と統一（厚生年金は平成 29 年に 18.3%に到達）にされることになっております。

厚生年金保険料は、事業主である地方公共団体と組合員が折半で負担することとなっておりますので、厚生年金保険料の 1/2 を組合員の皆様が負担することになり、これを組合員保険料といいます。なお、平成 29 年 9 月以降の厚生年金保険料率は次のとおりです。

区 分	平成 29 年 9 月から	平成 30 年 9 月から
厚生年金保険料率	17.986 (+ 0.354)	18.300 (+ 0.314)
組合員保険料率	8.993 (+ 0.177)	9.150 (+ 0.157)

●厚生年金保険料率の引上げスケジュール



※平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、それまでの保険料率に含まれていた 3 階部分の職域年金相当部分が、退職等年金給付制度として別建てとなり、1 階部分の基礎年金部分、2 階部分の厚生年金相当部分のみとなりました。